



..... もくじ

- 大芝・南原は村の酪農エリア
私、頑張っています! 2
- レポート「農地パトロールを行いました」 3
- 困っていませんか? ほか 4

令和3年10月1日発行 南箕輪村農業委員会
発行責任者: 会長 高木繁雄
編集: 南箕輪村農業委員会だより編集委員会
〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
TEL.0265-72-2176 FAX.0265-73-9799
E-mail: nougyou-d@vill.minamiminowa.lg.jp

南箕輪村役場ホームページ ▶▶▶▶▶
<https://www.vill.minamiminowa.lg.jp>



畑の中に大きなマシュマロ?!

この白い物体はなんでしょう。答えは牧草です。畜産農家の間では“ロール”と呼ばれています。ロールベラーという機械(写真)が、前方から掃除機のように牧草を取り込み、それを円柱状にまとめて白いフィルムでくるくるとラップしたら出来上がりです。このまま保存して牛の主食にします。このロールは直径1.25m、重さは1個350kgにもなるんです!

大芝・南原は村の酪農エリア

村内には畜産農家が12戸あり、牛が785頭飼育されています。その地域は、西部地域に集中しています。畜産が盛んな大芝と南原は昭和21年に開拓入植し、広大な農地が整備されました。

畜産農家の方々が牧草や飼料用のトウモロコシを約110畝耕作し、広大で緑豊かな風景が引き継がれてきました。

牛の胃は4つ

牛は4つの胃を持っています。4つ合わせると3000ℓにもなります。トラム缶が200ℓですから、いかに大きいか分かります。畜産農家はその大きな胃を満たすために、日々良質な飼料の収穫作業を頑張っています。畜産農家も後継者不足で、あと数年すると数戸になってしまうと数戸になつてしまいます。そうなる広い農地は耕作されますが、小さな農地は荒れ果ててしまいます。そうならない為に農業委員会としても考えていかなければなりません。



畜産農家からのお願い

農地への堆肥の散布は、春と秋に集中して行います。堆肥を土に混ぜ込むことでフカフカの土にする働きがあります。カチカチに固まった土では、作物が元気に育つことができません。畜産農家としても堆肥に耕起していますので、ご理解をお願いします。



私、頑張っています!



城田 雄祐さん(大芝22歳)

雄祐さんは、高校卒業後J-A全農長野三岳牧場に就職し、4年間を過ごしたあと、令和3年4月に城田牧場に就農しました。そして、就農と同時に城田家畜人工授精所を開設しました。城田牧場では75頭の乳牛を飼育し、家族3人で頑張っています。

Q 三岳牧場はどうでしたか?

A 野を走り回り、20キロ痩せました。優れた技術者から多くの事が学べ、たくさんの仲間とも知り合いました。

Q 後継者になろうと思ったのは?

A 親の姿を見て自然にやろうと思いました。大変だと思いますが、やりがいがあると思います。

Q 大変だなと思うことは?

A 牛の管理と大型機械の操作です。

Q やりがいのある点は?

A 自分が授精した牛が妊娠した時です。

Q 城田家畜人工授精所とは?

A 牛の精液の保管と、他の農家さんの所で授精業務を行っています。

Q お休みはどのように過ごしていますか?

A 車でドライブしています。

Q 今後の目標は?

A しばらくは畜舎全頭75頭搾りで、今後増築増頭で150頭搾りを目標としたいです。また授精については、農家さんへ出向き行えればと思います。



雄祐さんの就農に「両親は「若いころの苦労は必ず報われます。仲間を大切にする事が経営の安定へもつながります。『温故知新』故きを温ねて新しきを知る」新生 城田牧場を楽しみにしています」とエールを送ります。

また地元農業委員も「未来に希望を持った青年に頼もしさを感じました。家族協定などを結び、休日のあるゆとりある楽農(らくのう)を目指してください」と若手の活躍に期待を寄せます。



農地パトロールを行いました

令和3年度の農地パトロールを8月18日(水)～24日(火)にかけて実施しました。今回は雨の多い天気でしたが、例年どおり農業委員会、同事務局、営農組合から1～2名ずつ現地へ赴きました。農地パトロールでは、耕作されていない農地を実際に一か所一か所見て回り、*遊休農地や荒廃農地に相当するかどうかを基準に沿って判定していきます。前年に遊休農地と判定されていた所がきれいに耕作されていて安心することもあれば、これまでしっかり耕作されていた土地が新たに遊休農地化して残念に思うこともあります。



調査時点での集計では、遊休農地が村全域で8.9ha(前年比+0.5ha)でした。昨年の結果より若干増える結果となりましたが、下記の写真のようにきれいに解消された農地もあり、とても嬉しかったです。私にとっては5回目の農地パトロールでしたが、次世代の農地の担い手の確保が一層重要になってくると感じました。今後も遊休農地の解消に向けて皆様のご協力をお願いいたします。

(報告：農地利用最適化推進委員 渡邊 健寛)

解消事例1

生い茂っていた雑草が刈られ、柿の木もきれいに手入れされました



昨年8月の様子



今年8月の様子

解消事例2

約4,500㎡(全7筆)の遊休農地が、見事なそば畑に解消されました



昨年8月の様子



今年8月の様子

*遊休農地とは…草刈り等で再生可能な農地のこと

荒廃農地とは…通常の農作業では再生困難な農地のこと



質問

先日、父が亡くなり、私が農地を相続することになりました。農業委員会へ何か届出をする必要がありますか。

回答

届出をする必要がありません。農地法上の許可は要しませんが、相続により農地を取得した場合には、農業委員会にその旨の届出をすることが義務化されています。届出には、①権利を取得した者の氏名及び住所 ②権利を取得した農地の所在、地番及び面積 ③権利を取得した事由(ここでは「相続」)及び権利を取得した日(被相続人の死亡した日) ④取得した権利の種類及び内容、などを記入します。またこの届出は、「遅滞なく」行う必要がありますが、この期間については、権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内の期間とされています。

農地相談会を開きます



日時 10月24日(日)
午前10時～12時

場所 役場1階相談室
(玄関ホール横)

農地に関するこんなお悩みはありませんか。

●後継者がいないので、農地を貸したい、売りたい…

●営農規模を拡大したいので、農地を借りたい、買いたい…

●家庭菜園をしたいので、家の近くの農地を借りたい…

相談を希望される方は、新型コロナウイルス感染症対策のため、事前に農業委員会事務局までご予約ください。

なお、当日以外でも相談事があれば、地元の委員や農業委員会事務局までご連絡ください。

農業委員会事務局

☎72-2176

(平日8時30分～17時15分)



注意!! 道路交通法改正

道路交通法が改正され、ロータリー等の作業機を装着した状態のトラクターが**一定の条件**を満たした場合に公道走行が可能になりました。しかし、小型特殊・普通免許で走行できるのは、トラクターの全幅が1.7m以下の場合です。1.7mを超える場合は、大型特殊免許が必要になりますのでご注意ください。

一定の条件とは…

- ① 車両幅の確認
- ② 免許の確認
- ③ 灯火器の確認
- ④ 安全性の確認 など

この条件を満たさないままトラクターを運転すると無免許運転となり、厳しい罰則規定が適用されます。



1.7m 超えは大型特殊免許が必要になります。



皆様からの農業に関するご質問、ご意見、農業委員会だよりのご感想などをお寄せください。

南箕輪村農業委員会事務局
〒399-14592 南箕輪村4825-1

(役場産業課内)

お寄せ頂いたご質問、ご意見、ご感想は、読者の皆様と農業委員会の交流の場として次回以降の「農業委員会だより」の紙面へ掲載する場合があります。あらかじめご承知おきください。

編集後記

農業委員になって、4年になりました。年々耕作されない農地が増えています。高齢や体調不良により耕作できなくなったら、地元の農業委員に相談しませんか? 何かお役に立てるかもしれません。皆さんの農地を大切にしましょう。

(編集委員 伊藤篤)